

掛川市空き家等の適正管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、掛川市空き家等の適正管理に関する条例（平成26年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(立入調査員証)

第2条 条例第6条第2項の規定による身分を示す証明書は、立入調査員証（別記様式）によるものとする。

(公表)

第3条 条例第11条の規定による公表は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 掛川市公告式条例（平成17年掛川市条例第3号）第2条第2項に規定する掛川市役所掲示場への掲示
- (2) 当該空き家等の敷地への看板の設置
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める方法

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

（表面）

9 cm

第 号

立 入 調 査 員 証

所 属
職 名
氏 名
生年月日

上記の者は、掛川市空き家等の適正管理に関する条例第6条に規定する立入調査に従事する職員であることを証します。

年 月 日

掛川市長 氏 名 印

6 cm

（裏面）

（注意事項）

- 1 この証票は、空き家等の立入調査を実施する場合は、必ず携帯しなければならない。
- 2 この証票は、所有者等その他関係人の請求があったときは、速やかに提示しなければならない。
- 3 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。